

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第75号

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

花巻空港管理条例施行規則（昭和38年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(着陸料等の減免の特例)</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって、<u>他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの</u>に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる<u>期間</u>に限り、条例第16条第2項及び条例附則第2項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p>			<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>(着陸料等の減免の特例)</p> <p>2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、<u>当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り</u>、条例第16条第2項並びに条例附則第2項及び第3項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p>		
航空機	期 間	額	航空機	期 間	額
			<p>1 平成22年1月1日から平成25年3月31日までの間（以下「適用期間」という。）において航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者（以下「航空運送事業者」という。）が新たに花巻空港と本邦内の他の地点との間に定めた路線（以下「新規路線」という。）を、同法第107条の2第1項に規定する運航計画（以下「運航計画」という。）に定めるところにより一定の日時により航行する航空機（2の項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>	<p>路線を定めた日から起算して3年</p>	<p>基準額に10分の9（適用期間にあつては、15分の13）を乗じて得た額</p>
			<p>2 平成21年12月31日（新規路線にあつては、路線を定めた日）現在で国土交通大臣に届け出られている運航計画に記載されている運航回数を適用期間において増加することとした花巻空港と本邦内の他</p>	<p>運航回数が増加した日から起算して3年</p>	<p>基準額に10分の9（適用期間にあつては、15分の13）</p>

